

第5章 子供の貧困の連鎖を断ち切るための独自施策

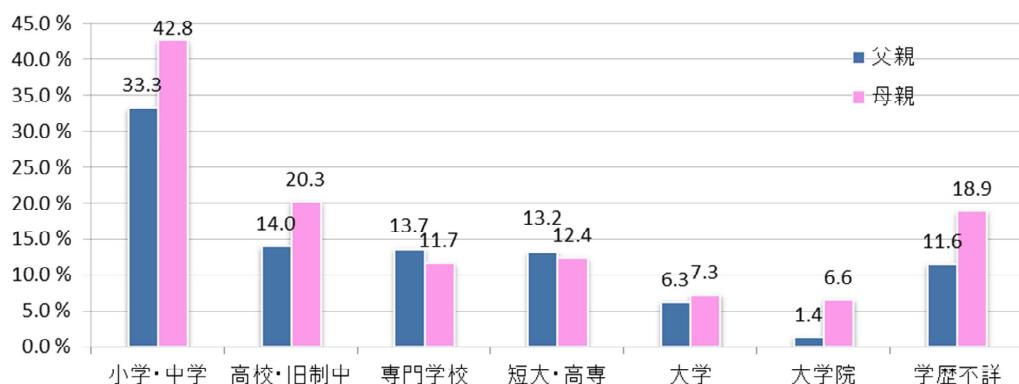
貧困の連鎖の経路は、教育・生活・就労・経済の状況等の要因が複雑に絡み合い、一概に原因を特定できるものではありませんが、本計画では当面今後5年間において県が取り組むべき施策を第4章で列挙したところです。

今回計画策定にあたり、貧困の連鎖を断ち切る上で独自の施策は以下のとおりです。

1 大学等進学に対する教育機会の提供

生活保護世帯の子供、社会的養護を受けている子供、ひとり親家庭の子供等、特に支援の緊急性が高いとされる子供にあっては、高等学校等進学率、大学等進学率が全体の平均より著しく低い状況にあります。（第2章参照）また、親の最終学歴と相対的貧困についても一定の関連があると考えられています。

親の学歴別 相対的貧困率(全国)



※親の学歴別相対的貧困率：阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2006,2009,2012年」貧困統計ホームページより引用。（厚生労働省「国民生活基礎調査」平成25年個票を二次利用。）

親が大学を卒業している場合、その子供の相対的貧困率は低い傾向にあることが分かれます。一概に断定はできませんが、親の学歴と子供の貧困に相関関係があり、貧困層の子供の大学進学は就職後の収入の安定が見込まれ、次世代への貧困の連鎖を断ち切ることにつながるものと考えられます。

このような背景がある中、次のような奨学金制度があります。

大学進学に係る奨学金等制度一覧

(平成27年8月現在 単位：千円)

和歌山県修学奨励金

和歌山県（生涯学習課）

無利子貸付

対象者	事業内容	予算額(H27年度)	事業費負担										
<p>経済的理由により修学が困難な者 以下が要件</p> <p>①主とした生計維持者が 県内在住であること ②世帯全員の収入額が 貸与基準以下であること (生活保護基準の2倍まで) ※親1子1で収入約492万(目安) ③他の奨学金・貸付金を借 りていないこと</p>	<p>・奨学金(月額)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>月18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>月23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>月30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>月35,000円</td> </tr> </table> <p>・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(10年以内)</p>	国公立	自宅通学	月18,000円	自宅外通学	月23,000円	私立	自宅通学	月30,000円	自宅外通学	月35,000円	159,800	県10/10
国公立	自宅通学		月18,000円										
	自宅外通学	月23,000円											
私立	自宅通学	月30,000円											
	自宅外通学	月35,000円											
<p>経済的理由により修学が困難な者 以下が要件</p> <p>①主とした生計維持者が 県内在住であること ②自宅外へ通学しようと している者 ③世帯全員の収入額が 貸与基準以下であること ④他の奨学金・貸付金を借 りていないこと</p>	<p>・進学助成金(一時金) 入学時に下記のいずれかを選択 100,000円、200,000円、300,000円、 400,000円、500,000円</p> <p>・卒業等後、6ヶ月後から返還(5年以内)</p>	89,000	県10/10										

高校生等奨学給付金

和歌山県（生涯学習課）

給付金

<p>①～⑤の全ての要件を満たすもの ①生徒が高校等授業料無料化の 対象である世帯 ②市町村民税所得割非課税世帯 ③保護者、親権者が県内に在住 ④高校等授業無料化の対象学校 に在学している ⑤H26年度以降の入学生</p>	<p>・支給額(年額)</p> <p>①生活保護受給世帯 国公立 年32,300円、私立 年52,600円 ②市町村民税所得割非課税(③を除く) 国公立 年37,400円(通信制 年36,500円) 私立 年39,800円(通信制 年38,100円) ③世帯に扶養されている2人目以降の高校 生等及び、高校生等を除き15歳以上23 歳未満の扶養されている者がいる世帯 国公立 年129,700円(通信制 年36,500円) 私立 年138,000円(通信制 年38,100円)</p>	267,745	国1/3 県2/3
---	--	---------	--------------

生活福祉資金貸付金

実施主体：社会福祉協議会

無利子貸付

<p>和歌山県内に居住する低取得世帯 (生活保護基準の1.8倍まで) ※親1子1で収入約445万(目安)</p>	<p>・教育支援資金 ①教育支援費(月額)</p> <table border="1"> <tr> <td>短大・専修大学</td> <td>月60,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>月65,000円以内</td> </tr> </table> <p>②就学支度費 500,000円以内 ・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(20年以内)</p>	短大・専修大学	月60,000円以内	大学	月65,000円以内	31,237	社協の貸付 金原資取崩し (県10/10及 び国1/2県 1/2)
短大・専修大学	月60,000円以内						
大学	月65,000円以内						

日本学生支援機構奨学金

実施主体：日本学生資金機構

【第一種奨学金】 大学等に在学するときに、特に優れた学生及び経済的理由により著しく修学が困難なもの(*) *毎年基準が変更。また、世帯構成によっても変わる。 (世帯構成3人で収入692万円)	【第一種奨学金】(無利子) ・大学(※その他大学院等もあり)(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>月45,000円</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>月51,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td>月54,000円</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>月64,000円</td></tr></table> ・無利子貸付	国公立	自宅通学	月45,000円	自宅外通学	月51,000円	私立	自宅通学	月54,000円	自宅外通学	月64,000円	281,061,650	日本学生支援機構
国公立	自宅通学		月45,000円										
	自宅外通学	月51,000円											
私立	自宅通学	月54,000円											
	自宅外通学	月64,000円											
【第二種奨学金】 第一種奨学金より緩やかな基準によって選考されたもの *毎年基準が変更。また世帯構成によっても変わる (世帯構成3人で収入1,033万)	【第二種奨学金】(有利子) ・大学(※その他大学院等もあり)(月額) 月30,000円、50,000円、80,000円、 100,000円、120,000円から選択 ・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(20年以内)	812,286,710	日本学生支援機構										
【入学時特別増額貸与奨学金】 上記奨学金の貸与を受ける者で、増額の貸与を希望するもの ・有利子貸付	【入学時特別増額貸与奨学金】(有利子) 初回振込時のみ 100,000円、200,000円、300,000円、 400,000円、500,000円から選択 ・卒業等後、6ヶ月後から返還(20年以内)	第二種奨学金に含まれる	日本学生支援機構										

あしなが育英会奨学金

実施主体：あしなが育英会

無利子貸付

高校、大学、専門学校などに進学を希望している、経済的に苦しい遺児(親が重度障害である場合を含む) * 子が25歳を過ぎると活用できない * 経済的基準は特に規定無し ※給与所得額等や世帯数、世帯人員の健康状況などを総合的に判断	・奨学金(貸付)(月額) 大学で月40,000円または50,000円 (本人の希望優先) ・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(20年以内)	2,331,020	育英会(寄附のみ)
--	--	-----------	-----------

また、他府県の大学等への進学率が高く、大学在学期間に多額の費用が必要となる本県の現状を考慮すると、既存の奨学金制度や大学の授業料免除制度では、学費や在学中の生活費が十分賄えていないことが考えられます。

そこで上記環境のもとにある子供が、経済的な理由により大学等への進学を断念することなく、また将来の地域社会及び地域産業の担い手となるよう支援する施策として「和歌山県大学生等進学給付金」を創設しました。

【和歌山県大学生等進学給付金】

1. 募集人数	40名 (大学進学者を前年度に募集) ※既給付者は、次年度以降、継続申請が必要
2. 給付金額	年間60万円 (連続する4年間で4回以内、最高240万円)
3. 支給要件 (継続申請時要件 審査有)	<p>①保護者（親権者）が県内に住所を有していること ②保護者（親権者）の市町村民税所得割が非課税であること ③高校の全履修科目の評定平均値（評点）が5段階評価で3.5以上であること ④（独）日本学生支援機構第一種奨学生の採用候補者として決定を受けていること 大学進学後も、上記奨学生の貸与を受けていること（以下、奨学生） ⑤県内へのUターン志望者※であること ※原則、大学卒業後、県内に居住し就業することが必要</p>
4. 選考方法	高校の評点に選考検査（小論文及び面接）の成績を加算した上で、評価点等の高い者から選考する
5. 留意事項	在学中に、奨学生でなくなる、留年、退学などは、給付停止、給付廃止又は給付決定取消（返還請求）となります

※対象となる学校は、大学又は修業年限が4年以上の専修学校（専門課程）

※大学院、短大、専攻科、別科、通信制の課程及び高専から大学への編入学を除く。

2 子どもの居場所づくり

貧困の連鎖を断ち切るためには、世帯の所得や家庭環境に関わらず、子供たちが、自分の将来を切り開くための「生き抜く力」を身につけることが重要です。

そこで、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、家庭での学習が困難な子供たちに学習の場所を提供します。また、子供が安心して過ごせるよう、遊びや交流の場を確保し、多様な子供の居場所づくりを推進していきます。

○事業概要

目的：放課後、一人で過ごさなければならない子供等に対し、学習意欲の向上や学習習慣の確立、大人とのふれあいによる自己肯定感・自尊感情の高揚、コミュニケーション力の向上等を図る。

内容：主に小学校4年生から6年生の児童を対象とし、学校の空き教室や公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習支援や地域の大人との交流活動の機会を継続的・定期的に提供する。

（宿題や自由勉強、読み聞かせ、習字、手芸・囲碁・将棋　おやつ作りなど）

補助対象経費：謝金人件費　旅費　消耗費等

補助率(H28)：国1／3　県2／3

予算額(H28)：20,629千円

○県内での取組状況

平成28年10月末現在 23市町 59カ所(和歌山市を含む)

3 和歌山こども食堂支援

子供の発育段階での健康格差は、貧困の連鎖をつなぐ一因となります。一方で、経済的な理由や、ひとり親で食事の支度ができない等、様々な事情を抱えた子供に無料あるいは低価格で食事を提供する「子供食堂」が、善意の取組として近年全国的に拡大しています。

本県では、帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等、家族の温かさを感じられる場所を提供する民間の取組を支援しています。

○事業概要

目的：食事の提供等により子供の居場所づくりを行う団体を支援

補助対象経費：居場所づくりに必要となる建物改修費、備品購入費等

(空調設備、電化製品、調理台、食卓など)

補助率：1／2

上限額：1か所あたり200千円

H28 予算額：2,000千円（県単独）